

## 水野地区地区計画

名 称		水野地区地区計画		
位 置		荒尾市水野字南天堤、字唐猫、字北大久保、字南大久保、字玉口、字兎町、字筒井川、字扇浦及び藏満字稗田の各一部		
面 積		約20.7ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本市南部の豊かな自然に恵まれた丘陵地に位置する本地区は、工場等の集積を行うことにより産業の振興と本市の発展を図るために、計画的に開発された産業団地の区域である。 このため、建築物等の規制及び緑化の積極的な推進を図ることにより周辺環境と調和した産業団地環境を形成し保持することを目標とする。		
	土地利用の方針	高度技術産業、非公害型産業等の誘致を推進し、緑豊かなうらおいのある産業団地環境で、自然環境と調和のとれた利便性の高い産業団地の形成を図る。		
	地区施設の整備の方針	当該地区内には、産業団地の造成事業により道路が整備されているので、この施設の機能が損なわれないよう維持保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	良好な産業団地環境を形成するため、建築物等の用途の制限を定めるとともに、建築物等の密集により安全及び衛生の確保が困難にならないよう、敷地面積の最低限度を定める。 さらに、美しい街並みの形成を図るため、壁面の位置の制限を定めることにより空間の連続性を図り、そのことによって生ずる空間は積極的な緑化に努める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	市道1 (幅員 13m、延長約 228m)	
			市道2 (幅員 14m、延長約 477m)	
			市道3 (幅員 7m、延長約 158m)	
			市道4 (幅員 9m、延長約 213m)	
	建築物等に関する事項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	20/10	
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6/10	
		建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	
		建築物の用途の制限	<p>建築基準法別表第二(わ)項、及び神社、寺院、教会、老人福祉センター、児童更正施設、自動車教習所、畜舎その他これらに類するものの建築物は建築してはならない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 単身者向け共同住宅及び寄宿舎並びにその他の福利厚生施設で、当該区域内に立地する工場等の従事者のためのもの。</li> <li>2. 当該区域内に立地する工場等で生産する物品等の販売及び飲食の用途に供すもの。</li> <li>3. 日用品の販売を主たる目的とする店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のもの。</li> </ol>	
壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から市道1(一部除く)、市道2、国道208号及び市道大谷長洲港線までの距離は3m以上とする。ただし建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以内であること。</li> <li>2. 物置その他これに類する用途を供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。</li> </ol>		
かき又はさくの構造の制限	<p>敷地の道路に面する部分に設置するかき又はさくの構造は次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生垣</li> <li>2. 地盤面から2m以下の金網その他これに類する透視可能なさく。</li> </ol> <p>なお、基礎を構築する場合は、地盤面からの高さが、0.6mまでとする。 ただし、特別な事情がある場合には、高さ2m以下の補強コンクリートブロック造その他これに類するものとするができる。また、前面道路が地盤面よりも高い場合には、前面道路を地盤面とみなす。</p>			

# 水野地区地区計画

